単　位　事　務　名	
教　育　実　習　費	
根拠及び参考法令	鹿児島県教育委員会通知通達集　【教育実習に係る経費の取扱要項】
項　目	処　理　方　法
教育実習費	教育実習生（１名）の実習１週間につき５，０００円を県の歳入として徴収する。既納の実習経費は，学校の都合により教育実習を取りやめた場合を除き，返還しない。調定の年度は教育実習の属する年度とし，納入期限は，教育実習期間の終了する日とする。
歳入科目	（款）１４　諸収入　（項）０８　雑入　（目）０１　雑入　（節）０１　雑入
実習経費の収納方法	１　「納入通知書」により収納する場合 調定を行い，鹿児島県会計規則第３９条の規定に基づき，「納入通知書」により納入義務者に納入の通知を行う。 ２　現金（現金書留等を含む。）により収納する場合 鹿児島県会計規則第４３条第１項の規定に基づき，収納原符により領収書を納入義務者に交付し，「現金収納票」により指定金融機関に払い込む。 ３　１，２によりがたい場合は，総務福利課長と別途協議する。
証拠書類	１　実習生の受入の事実を証明する書類 ・大学等からの受入依頼（申請）等の文書（写） ・大学等への受入許可（承諾）等の文書（写） ・教育実習生の出勤簿など ２　実習経費徴収の事実を証明する書類 ・所属別収納済一覧表 ・収納原符（原符片）など